

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第4号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年佐賀県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 県職員給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと（以下「<u>復帰</u>」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配属者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 県職員給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰したこと又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職したこと（以下「<u>復帰等</u>」という。）</u>に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配属者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p>

改正前	改正後
<p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>(8) 略</p>	<p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>(8) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。